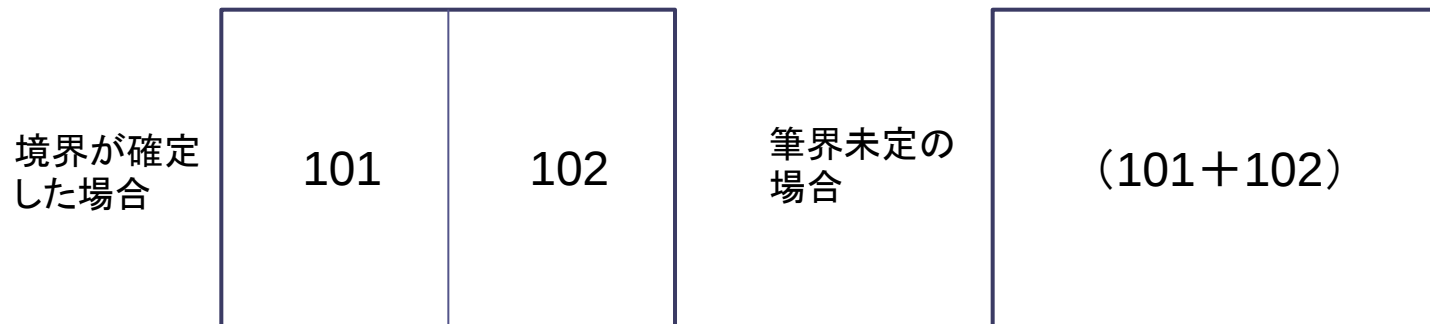


境界が決定しない場合（筆界未定）

○境界が確認できなかった場合の処理

一筆地調査期間内において、隣接する土地所有者の主張が食い違い、境界を確認できなかった場合や土地所有者等の立会いが得られなかった場合は、「筆界未定」として処理します。

筆界未定地については、地籍図に次のように表示されます。



○筆界未定になると・・・

- ①土地売買や抵当権設定の際に取引先の承諾が必要になります。
- ②相続・贈与・売買などの場合に分筆できません。
- ③合筆ができません。
- ④農地転用が困難になります。
- ⑤筆界未定の解除は当事者による法務局への申請手続きが必要になります。その場合、地積測量図等が必要となりますが、諸費用はすべて当事者の負担となります。

